

## 韓国産無糖の味付けのり（需要者割当て再配分）について

平成24年1月20日付け輸入発表第18号の発表後約6か月が経過した時点で、水産庁長官が発給する発注限度内示書において韓国から輸入できるものとして特定されている需要者割当ての数量に一定の余剰が生じた。このため、水産庁は、同輸入発表注意書き2.に基づき、「無糖の味付けのり」発注限度内示書発給要領（平成24年1月20日付け23水漁第1648号）の一部を改正し、次の記の1（7）③及び別紙のとおり再配分を実施することとなったので公表する。

【注意】今般の「無糖の味付けのり」発注限度内示書発給要領の改正に伴う再配分については、本発給要領記の1（7）③及び別紙に基づくものであり、本発給要領記の1（1）～（7）②、2及び3に基づくものではありませんので、申請に当たってはご注意ください。

23水漁第1648号  
平成24年1月20日  
平成24年8月29日改正  
水産庁長官

### 「無糖の味付けのり」発注限度内示書発給要領

平成24年1月20日付け輸入発表第18号に基づく「無糖の味付けのり」の発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給は、下記によって行う。

#### 記

##### 1. 内示書の発給

###### (1) 原産国及び輸入割当限度数量

原産国	輸入割当限度数量（百万枚）
大韓民国	172
需要者割当 計	172

###### (2) 内示書発給申請書の提出先

水産庁漁政部加工流通課  
電話 03-3501-1961  
FAX 03-3591-6867

###### (3) 内示書発給申請書の提出期限

平成24年2月3日

###### (4) 内示書発給申請資格者

全国漁業協同組合連合会  
全国海苔貝類漁業協同組合連合会  
日本輸入海苔問屋協同組合  
全国加工海苔協同組合連合会  
全国海苔問屋協同組合連合会

###### (5) 提出書類

発注限度内示書発給申請書 1部  
配分先計画書（別紙様式1） 1部

###### (6) 内示書の発給基準

- ① 申請数量が内示書発給予定数量の範囲内のときは、申請数量によって発給する。
- ② 申請数量が内示書発給予定数量を超えるときは、発給予定数量によって発給する。

###### (7) その他の事項

- ① 本要領により内示書の発給を受けた者は、当該輸入無糖の味付けのりの取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。
- ② 本要領により水産庁長官が必要と認めるときは、(5)に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。
- ③ 平成24年1月20日付け輸入発表第18号注意書き2.に基づき行う内示書の発給については、別紙のとおり行う。

## 2. 発注方法等

(1) 内示書の発給を受けた者は、以下の方法で発注を行わなければならない。

- ① 加工業者等の要望等に基づき、原材料として無糖の味付けのりを供給するため、輸入商社等に対して発注を行うこと。
- ② 発注を行うに当たっては、発注を受ける者が自ら輸入通関することが確実であると認められることを、有価証券報告書又は法人の登記簿謄本等により確認すること。また、過去の「無糖の味付けのり」の輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者については、3.の実績報告が提出されていることを確認すること。
- ③ 平成21年度「無糖の味付けのり」の輸入発表(平成22年2月5日付け輸入発表第16号)に基づき需要者割当てを受けた者のうち、当該輸入割当てを受けた日から平成23年9月30日までに無糖の味付けのりの輸入通関実績(消化実績)が当該輸入割当数量の80%未満の者について、合理的な理由がないと認められる場合は、今年度の発注数量は当該輸入通関実績(消化実績)を上限とする。

(2) 内示書の発給を受けた者は、必要に応じて修正した配分先計画書とともに、別紙様式2により商社別発注数量を水産庁へ提出することとする。

## 3. 実績報告

(1) 内示書の発給を受けた者から発注を受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年、1月、4月、7月、10月の各月10日までに、前3ヶ月分の輸入通関実績をまとめて、発注元である内示書の発給を受けた者へ提出することとする。また、内示書の発給を受けた者は、当該輸入通関実績を取りまとめの上、別紙様式3により同月15日までに水産庁へ提出することとする。なお、当該報告書の内容については、「平成23年度「無糖の味付けのり」の輸入割当てについて」(平成24年1月20日付け輸入発表第18号)5(2)⑤オに記載する公表のため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。

(2) 内示書の発給を受けた者は、毎年、9月末までの割当年度ごとの輸入通関実績等を、10月15日までに別紙様式4及び5により水産庁に提出することとする。

(3) (1)において、発注を受けた者は、輸入通関実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて提出することとする。これを受けて、発注元である内示書の発給を受けた者は、確実に輸入通関が行われたことを確認の上、(1)の書類と併せて水産庁に提出することとする。

(4) 発注を受けた者は、輸入通関実績に係る提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てが行われないことがある。

## 別紙

### 1 内示数量

159,450千枚

(注) 全形(面積が430平方センチメートル以下のもの)を1枚とする。全形以上の大きさのもの又は裁断しているもの場合は、当該のりを全形に換算した枚数、塊状のもの等紙状でないもの場合は、当該のりを3g当たり全形1枚に換算した枚数とする。

### 2 原産地

輸入することができる「無糖の味付けのり」の原産国は、大韓民国に限る。

### 3 申請者の資格

次の全ての要件を満たすもの

- (1) 「無糖の味付けのり」を自己の名と計算において輸入通関(貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等の行為)することが確実であると認められる者であること
- (2) 平成24年8月29日以降に申請に係る「無糖の味付けのり」の輸入契約を締結していること
- (3) 次のいずれかの要件を満たすもの

- ① 平成16年度以降ののりの輸入発表※に基づく輸入割当てを受けてのりを輸入通関した実績を有する者。

ただし、以下の割当てを受けた者で、輸入割当て証明書もしくは輸入承認証の有効期限が残っている場合は、当該割当てに係る全輸入通関実績が80%を超えている場合に限る。

- ア 平成19年度「無糖の味付けのり」の輸入発表に基づき商社割当てA1を受けた者
- イ 平成20年度「無糖の味付けのり」の輸入発表に基づき商社割当てA1を受けた者
- ウ 平成21年度「無糖の味付けのり」の輸入発表に基づき商社割当てA1を受けた者
- エ 平成22年度「無糖の味付けのり」の輸入発表に基づき商社割当てA1を受けた者
- オ 平成23年度「無糖の味付けのり」の輸入発表に基づき商社割当てA1を受けた者

※ 平成16年度以降ののりの輸入発表とは以下の発表をいう。

- ・ 平成16年度「のり」の輸入発表(平成17年2月18日付け輸入発表第19号)
- ・ 平成17年度「干しのり」の輸入発表(平成18年2月28日付け輸入発表第29号)、「無糖の味付けのり」の輸入発表(平成18年2月28日付け輸入発表第30号)、「のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)」の輸入発表(平成18年2月28日付け輸入発表第31号)
- ・ 平成18年度「干しのり」の輸入発表(平成19年1月31日付け輸入発表第20号)、「無糖の味付けのり」の輸入発表(平成19年1月31日付け輸入発表第21号)、「のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)」の輸入発表(平成19年1月31日付け輸入発表第22号)
- ・ 平成19年度「干しのり」の輸入発表(平成20年1月31日付け輸入発表第17号)、「無糖の味付けのり」の輸入発表(平成20年1月31日付け輸入発表第18号)、「のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)」の輸入発表(平成20年1月31日付け輸入発表第19号)
- ・ 平成20年度「干しのり」の輸入発表(平成21年2月16日付け輸入発表第17号)、「無糖の味付けのり」の輸入発表(平成21年2月16日付け輸入発表第18号)、「のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)」の輸入発表(平成21年2月16日付け輸入発表第19号)
- ・ 平成21年度「干しのり」輸入発表(平成22年2月5日付け輸入発表第15号)、「無糖の味付けのり」の輸入発表(平成22年2月5日付け輸入発表第16号)、「のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)」の輸入発表(平成22年2月5日付け輸入発表第17号)

- ・ 平成22年度「干しのり」輸入発表(平成23年2月8日付け輸入発表第15号)、「無糖の味付けのり」の輸入発表(平成23年2月8日付け輸入発表第16号)、「のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)」の輸入発表(平成23年2月8日付け輸入発表第17号)
- ・ 平成23年度「干しのり」輸入発表(平成24年1月20日付け輸入発表第17号)、「無糖の味付けのり」の輸入発表(平成24年1月20日付け輸入発表第18号)、「のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)」の輸入発表(平成24年1月20日付け輸入発表第19号)

② 以下のいずれかの団体に所属する者であること

- ア 全国漁業協同組合連合会
- イ 全国海苔貝類漁業協同組合連合会
- ウ 日本輸入海苔問屋協同組合
- エ 全国海苔問屋協同組合連合会
- オ 全国加工海苔協同組合連合会

- (4) 本別紙の方法により既に内示を受けている者にあつては、当該内示に基づいた輸入割当てにより既に輸入通関していること

4 申請手続

(1) 提出先

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室

電話 03(3501)1961

FAX 03(3591)6867

(2) 申請受付期間

平成24年9月12日から平成24年12月14日まで(ただし、土曜日、日曜日、休日及び祝祭日を除く。)の午前10時から正午まで。

(3) 申請書類

以下に掲げる書類の提出がない場合は、内示書の発給を行わない。

① ②以外のもの

- ア 発注限度内示書発給申請書(別紙様式6)(2通)
- イ 無糖の味付けのりを自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式7)
- ウ 3の(2)の「無糖の味付けのり」の輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する旨)が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。)の原本及びその写し
- エ 申請者が社員であることを証明する書類(別紙様式8)
- オ 次のいずれかのもの
  - ア) 3の(3)の①にいう輸入通関した実績を証する書類として、当該期間内の輸入通関状況が明記されている輸入承認証の原本及びその写し
  - イ) 3の(3)の②のア～オのいずれかの団体に所属することを証明する書類で次のいずれかのもの
    - ・ 出資証券の原本及びその写し
    - ・ 団体の長が証明した書類
    - ・ その他水産庁長官が認める書類の原本及びその写し

② 別紙の方法により既に内示を受けている者

- ア 発注限度内示書発給申請書(別紙様式6)(2通)
- イ 3の(2)の「無糖の味付けのり」の輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する旨)が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。)の原本及びその写し
- ウ 申請者が社員であることを証明する書類(別紙様式8)
- エ 当該内示書に基づく輸入通関状況が明記されている輸入承認証の原本及びその写し

※申請書類の原本は、確認後直ちに返却する。

## 5 内示書の発給基準

- ・ 1申請者1回当たりの内示数量は500万枚を限度とし、契約数量の範囲内で申請のあった数量を1の内示数量に達するまで申請順に内示書の発給を行う。（本別紙の方法により既に内示書の発給を受けている者にあつては、当該内示書による内示数量から申請時点において既に輸入通関している数量を差し引いた数量を、500万枚から差し引いた数量を1回当たりの限度とする。）
- ・ ただし、申請書の提出日ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、申請数量の総計が1の内示数量を超える場合には、申請受付後に、抽選により順位を決定し、審査を経て上位の者から1の内示数量に達するまで内示書の発給を行うこととする。

## 6 事後提出書類

- (1) 本要領に基づき内示書の発給を受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年1月、4月、7月及び10月の各月10日までに前3ヶ月分の輸入通関実績をまとめた以下の書類を提出すること。
  - ① 輸入通関実績報告書（別紙様式3）
  - ② 輸入通関実績がある場合は輸入承認証の写し
- (2) 輸入通関実績報告書の内容については、「平成23年度「無糖の味付けのり」の輸入割当てについて」（平成24年1月20日付け輸入発表第18号）5（2）⑤オに記載する公表のため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。
- (3) この提出が行われなかった場合であつて、合理的な理由がないと認められる場合は、来年度以降の「無糖の味付けのり」（需要者割当て再配分）内示書発給要領に基づく内示書の発給を行わないことがある。

## 7 注意事項

- (1) 本別紙の方法に基づく内示書による輸入の実績については、次年度以降の「無糖の味付けのり」の輸入発表に基づく商社割当ての実績とはならない。
- (2) 本別紙の方法に基づく申請は、委任状による代理申請ができる。1人の代理人が複数の申請を取りまとめて行うこともできる。また、申請書類の審査をするので、申請内容をよく理解した上で申請すること。

なお、申請書類の不備等の場合、申請者以外の者による申請、同一申請者名による重複申請、同一発注者による重複申請が判明した場合は失格となるので、十分注意すること。

本別紙の方法に基づく申請においては、支配関係（発行済株式総数又は出資総額の2分の1超を保有又は出資する関係、役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係）にある法人と法人は同一の法人とみなし、重複申請を認めない。

書類審査において申請者の身分確認を行うので、申請者は別紙様式8に従い作成した書類1通及び申請者本人を確認できる書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳に限る。名刺は不可。）を併せて用意すること。





「無糖の味付けのり」輸入通関実績報告書  
平成 年 ～ 月分

団 体 名

(1) 年度別消化状況

割当年度/期	21年度	22年度	23年度	合 計
割当数量				
輸入通関実績	既報告分			
	今回報告分			
計				
失 効				
差し引き有効数量				

(2) 平成 年 月の輸入通関実績

輸入者	割当年度	IQ番号	有効・失効の別	品 名	通関年月日	通関数量(枚)	通関金額	輸入先国	
小 計	21年度								
					小計				
	22年度								
					小計				
	23年度								
小 計									
小 計									
合 計									
				小 計					
				合 計					





[別紙様式6]

発注限度内示書発給申請書

水産庁長官 殿

申請者名（法人に  
あつてはその名称  
及び代表者の氏名） \_\_\_\_\_ 印  
住 所 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_  
申 請 年 月 日 \_\_\_\_\_

平成24年1月20日付け23水漁第1648号「無糖の味付けのり」発注限度内示書発給要  
領に基づき、無糖の味付けのりを自己の名と計算で輸入するための発注限度内示書を発給されたく、  
下記のとおり申請します。

記

1. 品 名  
無糖の味付けのり
2. 関税率表の番号等  
(関 税 番 号)  
2106・90-2-(2)-E-(b)  
(商 品 名)  
無糖の味付けのり
3. 原産地  
大韓民国
4. 数量  
枚

---

上記のとおり内示する。

平成 年 月 日

水産庁長官

(注) 用紙は、A列4番縦長とすること

[別紙様式 7]

無糖の味付けのりを自己の名と計算において輸入通関することが確実にあることを証する書類

項 目		無 糖 の 味 付 け の り			
(1) 社 名					
(2) 登記簿上の住所 〔ビル名・階数明記〕					
(3) 実際の営業場所 (同上)					
(4) 電 話 番 号					
(5) 代 表 者	氏 名	専従、非専従の別	非専従の場合 兼職先の名称 及び兼職先 における役職名	兼職先の無糖の 味付けのりの輸 入割当の有無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
(6) そ の 他 の 役 員		専 ・ 非		有 ・ 無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
(7) 専 従 の 職 員 数		名		⑧決算時期 月～ 月	
(9) 無糖の味付けのりの担当の役員及 び職員の氏名		(担当役員氏名)		(担当職員氏名)	
(10) 株主構成 〔持株数の順上位 5名を記載〕	氏 名	持 株 数	持株数の 総株数に 占める比 率	企業である場合には、 無糖の味付けのりの 輸入割当の有無	
			%	有 ・ 無	
			%	有 ・ 無	
			%	有 ・ 無	
			%	有 ・ 無	
			%	有 ・ 無	
(11) 無糖の味付けのりの輸入代金の 決済方法 〔①、②、③、④のいずれか に○をつけること〕		① L / C (開設銀行 : ② T / T ③ B / C		開設依頼人 : ④その他	
(12) 国 内 販 売 予 定 先	社 名	種 別	数 量		

(以下は記入しないこと)

法人登記	可・否	役員構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可・否	株主構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可・否			
独立の会計処理	可・否	判定	可・否	1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり

- (注) 1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務の場合であっても、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす。)
- 2 (12)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、デパート又はスーパー、その他の別を記載すること。
- 3 株式上場会社にあつては(6)の欄は無糖の味付けのりの担当役員のみ記せばよい。
- 4 用紙は、A列4番縦長とすること。
- 5 (6)及び(12)の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

[添付書類(各1部)]

1. 本要領別紙の3の(3)の①の者

①法人の場合

(株式上場会社)

- ・ 直近1か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の者)

- ・ 法人の登記簿謄本の写し
- ・ 事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出した確定申告書のうち別表一の写し
- ・ 直近1か年の決算報告書

②法人以外の場合

- ・ 申請者本人の住民票の写し
- ・ 事務所建物又は自宅の不動産登記簿謄本の写し若しくは賃貸契約書の写し
- ・ 所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

2. 本要領別紙の3の(3)の②の者(法人のみ。法人以外は添付を必要としない。)

(株式上場会社)

- ・ 直近1か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の者)

- ・ 法人の登記簿謄本の写し

〔別紙様式 8〕

年 月 日

水産庁長官 殿

申請者名（法人に  
あつてはその名称  
及び代表者の氏名） \_\_\_\_\_ 印

下記の者は当社の社員であることを証明し、平成24年1月20日付け23水漁第1648号「無糖の味付けのり」発注限度内示書発給要領に基づく「無糖の味付けのり」の発注限度内示書の発給を申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名  
氏 名

(注) 用紙は、A列4番縦長とすること。